

一般社団法人日本身体障害者補助犬学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本身体障害者補助犬学会と称し、英文では、Japanese Society of Service Dog Research と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県三田市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、身体障害者の自立と社会参加を推進する補助犬とその使用者に関する研究によって、国民の福祉の増進を図る事を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術大会の開催
- (2) 機関誌の発行
- (3) 各種委員会の設置とその運営
- (4) 国際的な交流事業
- (5) 優れた研究の奨励と表彰
- (6) 補助犬の普及とその発展のための各種啓発事業
- (7) 補助犬に関わる各職種の教育事業
- (8) その他の当法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)における社員とする。

- (1) 正会員:補助犬の研究、育成および育成支援事業に従事している者または関心のある者で、当法人の事業に賛同して入会した個人又は団体

- (2) 団体会員:補助犬の研究に関心のある団体および各種学校等で、本会の事業に賛同し、当法人の事業を賛助するために入会した団体
- (3) 賛助企業:当法人の事業を賛助するために入会した個人
- (4) 名誉会員:当法人の事業に貢献した者で、その功績について理事会の承認を得た者

(入会)

第6条 当法人の会員として入会する者は、当法人が別に定める会費を添えて、入会申込書を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第7条 会員は当法人が別に定めるところにより会費を支払い、もって当法人の経費を負担する義務を負う。

2. 名誉会員は、会費支払いの義務を免除される。

(退会)

第8条 会員は、理事会の定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未

履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の承認
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内で開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故若しくは支障があるときは理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人、出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上9名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって、一般法人法における代表理事とする。
- 3 代表理事以外のうち若干名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は当法人の理事または使用人を兼ねることが出来ない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとし

て当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第28条 当法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べるることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 学術大会大会長の選任及び解任
- (5) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
- (6) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (7) 規則の制定、変更及び廃止
- (8) その他当法人の組織及び運営に関する重要事項

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事全員の承諾があるときは、召集の手続きを経ないで、理事会を開催することができる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(開催)

第33条 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で、年2回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が

議長になる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(委員会)

第39条 代表理事は、当法人の事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、理事会の下に委員会を設置することができる。なお、これを廃止する場合も同様とする。

第7章 学術大会

(開催)

第40条 当法人の目的遂行のために学術大会を開催する。

2. 学術大会は原則として毎年1回開催する。

3. 学術大会の大会長は、理事会の議を経て選出され、その任期は1年とする。

4. 正会員は学術大会に参加し、研究発表を行なうことができる。

5. 学術大会にて、参加費を集めることができる。

第8章 事務局

(設置等)

第41条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。また、必要に応じて事務局長を置くことができる。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を得て、別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月末日に終わる。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法によって行う。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和2年8月末日までとする。

(設立時の役員等)

第50条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 秋田 裕

設立時理事 高柳 友子

設立時理事 山崎 恵子

設立時理事 三浦 靖史

設立時理事 吉田 文

設立時理事 野口 裕美

設立時理事 広瀬 真理子

設立時監事 飯島 浩

設立時監事 小林 信一

(設立時代表理事)

第51条 当法人の設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

設立時代表理事 秋田 裕

(設立時社員の氏名及び住所)

第52条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 秋田 裕
設立時社員 高柳 友子

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人日本身体障害者補助犬学会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士藤原香奈は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和2年1月6日

設立時社員 秋田 裕
設立時社員 高柳 友子

定款作成代理人

上記設立時社員 2 名の定款作成代理人

司法書士 藤原 香奈

